

令和5年第3回吉川市農業委員会定例総会（会議録）（HP用）

開催年月日	令和5年3月24日（金）				
開催場所	吉川市役所202・203会議室				
開議時刻	午後1時30分				
閉議時刻	午後2時57分				
席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	戸井田 隆	出席	13	吉野 武司	出席
2	吉澤 宏	出席	14	水村 進	出席
3	渡邊 慎也	出席	15	辻田 満	出席
4	森田 文雄	出席	16	馬巻 俊一	出席
5	中村 健一	出席	17	宇野 直樹	出席
6	萩原 豊子	出席	18	立原 司朗	出席
7	岡田 初幸	出席	①	染谷 信行	出席
8	鈴木 浩一	出席	②	山口 新市	出席
9	柏 咲子	出席	③	田辺 義雅	出席
10	多々良 俊明	出席	④	戸張 修治	出席
11	齊藤 忠男	出席	⑤	山崎 成一	出席
12	高鹿 武男	出席	⑥	名倉 定一	出席
議事日程					
第1	開会				
第2	会長あいさつ及び議長就任				
第3	会議録署名委員等の指名等について				
第4	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について（1～3番）				
	報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について（1～4番）				
	報告第3号 農地の改良に係る届出の受理について（1～2番）				
第5	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について（1番～2番）				

第6	<p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について（1番）</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（1～4番）</p> <p>議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について（1番）</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸般の報告について ・農地法第3条許可について ・その他
第7	閉会
事務局 出席者	農業委員会事務局 森事務局長、柴山係長

1 開会 森事務局長	<p>ただ今より、「令和5年第3回吉川市農業委員会定例総会」を開会いたします。委員の皆様、よろしく申し上げます。</p> <p>まず配付資料の確認をいたします。定例総会次第（両面刷）、議案書、議案書の訂正、諸般の報告、令和4年度農業委員会親睦会会計報告、2023年農業委員会活動記録セットとなります。</p> <p>また、議案書ですが、訂正したものをお手元にお配りしております。</p> <p>不足がありましたら合図をお願いいたします。</p> <p>それでは、定例総会の開催に当たり、立原会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
2 会長あいさつ 立原会長	(あいさつ)
森事務局長	<p>立原会長ありがとうございました。</p> <p>委員会の進行につきましては、吉川市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、早速ですが、立原会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。</p> <p>進行にご協力をお願いいたします。</p>
3 会議録署名委員の指名について	

<p>議長</p>	<p>次第3の「会議録署名委員の指名について」でございますが、私から指名させていただきます。次第の裏面の1をご覧ください。6番萩原豊子委員、9番柏咲子委員にお願いいたします。</p>
<p>次回内容調査会 の日程について 議長</p>	<p>次に、2の「次回の内容調査会の日程、場所について」でございます。</p>
<p>日程については、令和5年4月20日(木)午後1時から議案等該当箇所の現地調査、午後3時から申請者への内容調査となります。場所については、市役所2階の204会議室で行います。</p>	
<p>次回内容調査会 委員の指名について 議長</p>	<p>次回は、旭地区から9番柏咲子委員、三輪野江地区から6番萩原豊子委員、吉川地区から1番戸井田隆委員にお願いいたします。</p>
<p>お三方のご都合はよろしいでしょうか。</p>	
<p>内容調査委員</p>	<p>(はい)</p>
<p>議長</p>	<p>繰り返します。次回の内容調査会、令和5年4月20日(木)午後1時から議案等該当箇所の現地調査、午後3時から申請者への内容調査となります。場所については、市役所2階の204会議室で行います。</p> <p>内容調査委員につきましては、旭地区から9番柏咲子委員、三輪野江地区から6番萩原豊子委員、吉川地区から1番戸井田隆委員にお願いいたします。</p>
<p>次回定例総会に ついて 議長</p>	<p>次に、4の「回りの定例総会の日程、場所について」でございます。</p>
<p>日程については、令和5年4月25日(火)午後1時30分から、場所については、市役所2階の202・203会議室にて行います。</p> <p>委員各位のご了解をお願いいたします。</p>	
<p>4 報告</p>	

議長	それでは、次第4の報告に入ります。「報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について」でございます。報告第1号について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【報告第1号1～3番の朗読】
議長	事務局より報告のありました、報告第1号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、報告第1号については問題なしとさせていただきます。
議長	次に、「報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【報告第2号1～4番の朗読】
議長	事務局より報告のありました、報告第2号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見ございますか。
山崎推進委員	番号2の譲受人と譲渡人が同じ住所地で権利区分が所有権移転となっておりますが、これは売買等があったのですか。
事務局	番号2の所有権移転については、〇〇の売買になります。なお、この申請地は吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内になります。議案書に仮換地に関する記載が漏れていましたので説明します。 【仮換地の街区画地及び仮換地面積を朗読】
議長	他にご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、報告第2号については問題なしとさせていただきます。
議長	次に、「報告第3号の農地改良の届出について」でございます。1番につきまして、馬巻俊一担当委員からご説明をお願いいたします。

馬巻委員	<p>【報告第3号1番の朗読】</p>
議長	<p>この件については内容調査会が実施されております。高鹿武男内容調査員より内容調査会での結果の報告をお願いします。</p>
高鹿委員	<p>令和5年3月20日に行いました報告第3号1番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>届出人の住所・氏名は、先ほど馬巻担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇の〇〇が出席されました。</p> <p>届出地については、案内図の1ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。埋め立てをする理由といたしましては、ねぎを作付けするためです。</p> <p>工事計画として、請負業者は〇〇で、工事予定期間は〇〇日間です。埋め立てをする土の搬出元は、〇〇の〇〇からです。土質は良質土で土量は〇〇m³です。工事完了後の利用計画として、作物はねぎ及び野菜を作付けします。耕作は〇〇が行います。被害防除策として、盛土周辺に溝を設置する工事が行われます。土地改良区の意見書は必要で、葛西用水路土地改良区の意見書が添付されています。</p> <p>農業委員会からのお願いとして、〇〇の〇〇へ次のことを伝えました。工事着工前にどんな土で埋めるのかを届出人が確認する。隣地と盛土の高さ等でトラブルのないように届出人が気をつける。盛土の高さは、市環境保全条例施行令で隣接道路面より〇〇cmまでとする。工事期間中は、業者まかせにしないで事業主である届出人が管理・監督に十分気をつける。農地改良事業の責任者は代理人である土地所有者自身である。以上を届出人に伝えたところ了承されました。</p> <p>調査員からの意見としては、隣地及び農業用排水路等には一切被害をおよぼさないこと。常に安全管理を施し、事故危険防止に努めてくださいと伝えました。</p>
議長	<p>結果報告を頂きました報告第3号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見ございますか。</p>
立原会長	<p>では私の方から、1つ質問があります。今回の申請地の西側は田、東側は畑、南側は用水路と思われませんが、田と用水の境には、擁壁又は土留め等の対策についてお聞きしたい。</p>
事務局	<p>まず今回の申請の東側について、東側の北部分については今回の〇〇の〇〇の〇〇があり、敷地境には住宅側にコンク</p>

	<p>リートブロックが設置されています。東側の南部分については、現況畑になっており今回の農地改良の盛土の高さと同じになります。南側の水路部分ですが、敷地境から〇〇mの幅で平場を設置し、そこから〇〇cmの幅で法面を設置する予定です。西側の田部分ですが、畦畔の敷地境から〇〇mの幅で平場を設置し、そこから〇〇cmの幅で法面を設置する予定です。ちなみに、現在の田の高さから〇〇cm盛土される計画となっています。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、報告第3号1番については、問題なしとさせていただきます。</p>
議長	<p>続きまして、2番につきまして、鈴木浩一担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>【報告第3号2番の朗読】</p>
議長	<p>この件については内容調査会が実施されております。宇野直樹内容調査員より内容調査会での結果の報告をお願いします。</p>
宇野委員	<p>令和5年3月20日に行いました報告第3号2番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>届出人の住所・氏名は、先ほど鈴木担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇の〇〇が出席されました。</p> <p>届出地については、案内図の2ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。</p> <p>工事計画として、請負業者は〇〇で、工事予定期間は〇〇日間です。埋め立てをする土の搬出元は、〇〇からです。土質は良質土で土量は〇〇m³です。工事完了後の利用計画として、作物はインゲンとナスを作付けします。耕作は〇〇が行います。被害防除策として、西側は敷地境から平場と法面が設置されます。東側は、住宅敷地境にコンクリートブロックが設置されます。土地改良区の意見書は必要で、葛西用水路土地改良区の意見書が添付されています。</p> <p>農業委員会からのお願いとして、〇〇の〇〇へ次のことを伝えました。工事着工前にどんな土で埋めるのかを届出人が確認する。隣地と盛土の高さ等でトラブルのないように届出</p>

	<p>人が気をつける。盛土の高さは、市環境保全条例施行令で隣接道路面より〇〇cmまでとする。工事期間中は、業者まかせにしないで事業主である届出人が管理・監督に十分気をつける。農地改良事業の責任者は届出人である土地所有者自身である。以上を〇〇の〇〇に伝えたところ了承されました。</p>
議長	<p>結果報告を頂きました報告第3号2番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、報告第3号2番については、問題なしとさせていただきます。</p>
5 議案審議	
議長	<p>引き続き、次第5の議案審議に入ります。「議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可について」でございます。1番を鈴木浩一担当委員からご説明をお願いします。</p>
鈴木委員	<p>【議案第1号1番を朗読】</p>
議長	<p>この件については譲受人が市外居住の方なので、内容調査会を実施しています。中村健一内容調査委員より内容調査会での結果の報告をお願いします。</p>
中村委員	<p>令和5年3月20日に行いました議案第1号1番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人譲渡人の住所氏名は、先ほど鈴木担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇の〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。申請人である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の3ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。</p> <p>申請理由は、規模拡大です。権利の種類については所有権移転です。</p> <p>譲受人の農家の資格については自作地が〇〇㎡、借り受け地〇〇㎡、合計〇〇㎡、今回取得する農地を含め〇〇㎡となり、農地の権利を取得するための下限面積50アールは超えております。農業従事者は〇〇人で、農業従事日数は世帯員全員で〇〇日です。よって許可要件であります年間農業従事日数の150日を超えております。所有する農機具は、トラクター〇〇台、耕耘機〇〇台、田植機〇〇台、コンバイン〇</p>

	<p>○台、乾燥機○○台、貨物自動車○○台、噴霧器○○台、糶摺り機○○台、防除機○○台、モーター○○台です。</p> <p>申請地までの通作距離は○○kmで、車で○○分です。取得後の耕作予定者は○○で、水稻を作付する予定です。今回取得する農地以外に吉川市内に所有している農地は、ありません。申請地の農地管理人は○○の○○です。</p> <p>以上のおり当申請は全部効率利用要件、常時従事要件、下限面積要件及び地域との調和要件を満たしております。</p> <p>内容調査委員からの意見としては、引き続き良好な農地管理をしていただくよう、○○から譲受人に伝えるようお願いしました。</p>
議長	<p>結果報告を頂きました議案第1号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ということで議案第1号1番は、許可とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>引き続き、2番を吉野武司担当委員からご説明をお願いします。</p>
吉野委員	<p>【議案第1号2番を朗読】</p>
議長	<p>この件については譲受人が市外居住の方なので、内容調査会を実施しています。中村健一内容調査委員より内容調査会での結果の報告をお願いします。</p>
中村委員	<p>令和5年3月20日に行いました議案第1号2番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人譲渡人の住所氏名は、先ほど吉野担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、○○が出席され、譲受人との関係は○○です。申請人である譲受人と譲渡人の関係は、○○と○○です。</p> <p>申請地については、案内図の4ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。</p>

	<p>申請理由は、規模拡大です。権利の種類については所有権移転です。</p> <p>譲受人の農家の資格については自作地が〇〇㎡、借り受け地〇〇㎡、合計〇〇㎡、今回取得する農地を含め〇〇㎡となり、農地の権利を取得するための下限面積50アールは超えております。農業従事者は〇〇人で、農業従事日数は世帯員全員で〇〇日です。よって許可要件であります年間農業従事日数の〇〇日を超えております。所有する農機具は、トラクター〇〇台、田植機〇〇台、乾燥機〇〇台、糶摺り機〇〇台、計量器〇〇台等です。</p> <p>申請地までの通作距離は〇〇kmで、車で〇〇分です。取得後の耕作予定者は〇〇で、水稻を作付する予定です。今回取得する農地以外に吉川市内に所有している農地は、〇〇㎡です。申請地の農地管理人は〇〇の〇〇です。</p> <p>以上のおり当申請は全部効率利用要件、常時従事要件、下限面積要件及び地域との調和要件を満たしております。</p> <p>内容調査委員からの意見としては、引き続き良好な農地管理をしていただくようお願いしました。</p>
議長	結果報告を頂きました議案第1号2番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号2番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第1号2番は、許可とすることに決定いたします。
議長	次に「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」でございます。1番を、鈴木浩一担当委員からご説明をお願いいたします。
鈴木委員	【議案第2号1番を朗読】
議長	この件については内容調査会が実施されております。宇野直樹内容調査員より内容調査会での結果の報告をお願いします。
宇野委員	令和5年3月20日に行いました議案2号1番の内容調査

	<p>会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど鈴木担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には、〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の２ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は分家住宅用地で、転用理由は先ほど鈴木担当委員が報告したとおりです。申請地を選んだ理由は〇〇が農業に従事しており、毎年〇〇の農業を手伝うため、〇〇の家の近隣にある土地を選んだとの事です。申請地の利用計画は、木造〇〇階建て住宅です。排水計画は申請地の〇〇側水路へ放流します。接道については申請地の〇〇側〇〇道で幅員〇〇mです。工事予定時期は、許可後すぐに着手し、令和〇〇年〇〇月頃に完成を予定しています。</p> <p>資金計画として、住宅工事見積もり以上の資金があることを資金調達計画書にて確認しました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策として、〇〇側がコンクリートブロック、その他はコンクリート土留めの設置が行われます。申請地は、農業振興地域内で、農用地から〇〇除外されています。土地改良区の意見書として、葛西用水路土地改良区の意見書が添付されています。当申請地は、集团的〇〇農地の区域で、第〇〇種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準を満たしております。</p> <p>調査員からの意見としては、南側道路が中学校の通学路となっているため、生徒の登下校の際は十分に注意していただくよう申し上げました。</p>
議長	<p>結果の報告を頂きました議案第２号１番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見ございますか。</p>
馬巻委員	<p>先ほど報告第３号２番の農地改良で報告のあった〇〇さんと、今回の譲渡人土地所有者の〇〇さんとの関係はどうなっているか。また、この場所は農地改良の工事と一体に埋立てを行うのかお伺いしたい。</p>
事務局	<p>報告第３号２番、農地改良の届出で届出人である〇〇氏と、議案第２号１番の譲渡人〇〇氏との関係は、〇〇になります。補足説明となりますが、議案第２号１番の譲渡人と譲受人の関係ですが、譲受人の〇〇が譲渡人の〇〇となります。また、農地改良の工事と一体に埋立てを行うのかのご指摘ですが、盛土工事としては一体的に行いますが、農地改良工事</p>

	<p>の部分は天地返しで改良する予定で、先に農地改良の工事を行い、後で今回の分家住宅の盛土工事を行うとのことで確認しております。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
山崎推進委員	<p>確認ですが、農地改良の部分は天地返しという事で、当然盛土をしないとイケないと考えますが、その辺はどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>農地改良の部分は、天地返しという事で、現状水田部分になっている土砂を先に掘削し、掘削した部分に搬入した土砂を埋めます。その上に、先ほど水田部分で掘削した土砂を載せます。このため、現状の水田の高さから高く盛土した状態になる予定です。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議案	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第2号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ということで議案第2号1番は許可相当とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」です。議案第3号1番について、田辺義雅推進委員からご説明をお願いいたします。なお、議案第3号1番及び2番は、利用権の設定を受ける者借受人が同一となりますので、利用権の設定を受ける者借受人及び利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等耕作面積、世帯員、従事者、利用権設定土地面積は、議案第3号1番で説明後、2番は省略して説明していただくようお願いいたします。</p>
田辺推進委員	<p>【議案第3号1番を朗読】</p>
議長	<p>説明を頂きました議案第3号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見ございますか。</p>

他委員	(なしの声)
議長	それでは、採決に入ります。議案第3号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員で議案第3号1番の農用地利用集積計画は許可することに決定いたします。
議長	引き続き2番について、田辺推進委員からご説明をお願いいたします。
田辺推進委員	【議案第3号2番を朗読】
議長	説明を頂きました議案第3号2番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	それでは、採決に入ります。議案第3号2番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員で議案第3号2番の農用地利用集積計画は許可することに決定いたします。
議長	引き続き3番について、山口新市推進委員からご説明をお願いいたします。
山口推進委員	【議案第3号3番を朗読】
議長	説明を頂きました議案第3号3番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	それでは、採決に入ります。議案第3号3番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)

議長	挙手全員で議案第3号3番の農用地利用集積計画は許可することに決定いたします。
議長	引き続き4番について、戸張修治推進委員からご説明をお願いいたします。
戸張推進委員	【議案第3号4番を朗読】
議長	説明を頂きました議案第3号4番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	それでは、採決に入ります。議案第3号4番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員で議案第3号4番の農用地利用集積計画は許可することに決定いたします。
議長	次に、「議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」です。対象特例農地が農地利用されているか農業委員会で確認し、越谷税務署に報告するものです。 議案番号第4号1番の審査前でございますが、〇〇委員が農業相続人となる「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」の審議となりますので、〇〇委員につきましては、審議終了まで会議室からの退室をお願いいたします。
〇〇委員	(〇〇委員退室)
議長	審議の内容については、事務局より補足説明があるとの事なのでお願いします。
事務局	今回の議案第4号1番の「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」の対象特例農地の利用確認でございますが、対象地の〇〇及び〇〇地内においては、現在吉川美南駅東口周辺土地区画整理事業地内となっており、区画整理の従前地及び仮換地指定地共に工事施工地内となっており、現況農地ではなく又一般の立ち入りもできない状態となっています。越谷税務署の担当者に現状を伝えたところ、現状区画整理地施行中、現況確認は不可と報告するよう指示された

	<p>ところでございます。</p> <p>なお、納税猶予の適用については、平成〇〇年〇〇月より受けており、平成29年の区画整理事業による市街地編入までは農地としての耕作はしているものと考えられます。そのため、担当地区の委員の戸井田委員及び山崎推進委員には、事前に市街地編入の年の対象地の航空写真を見ていただき、その状況が農地として適正に管理されているかを確認していただき、その状況報告をもって、現地の利用確認と代えさせて頂きたいと考えております。</p>
議長	<p>事務局より説明のありました現状確認の方法で報告することで、行いたいと考えますが宜しいでしょうか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>では、1番について馬巻俊一担当委員から担当地区のご報告をお願いします。</p> <p>なお、議案の朗読につきましては、案件の最初に指名させていただいた委員がすべての朗読していただくようお願いします。</p>
馬巻委員	<p>(担当地区の特例農地の利用状況の報告)</p>
議長	<p>続きまして、戸井田隆担当委員から担当地区のご報告をお願いいたします。</p>
戸井田委員	<p>(担当地区の特例農地の利用状況の報告)</p>
議長	<p>続きまして、山崎成一担当委員から担当地区のご報告をお願いいたします。</p>
山崎推進委員	<p>(担当地区の特例農地の利用状況の報告)</p>
議長	<p>報告頂きました、議案第4号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
馬巻委員	<p>先ほど私から報告しましたが、〇〇については、納税猶予の対象特例農地として農地利用されているものと判断することはできないので、次回の定例総会までに農地利用されている状態までに復元していただければと思います。</p>
議長	<p>〇〇は、特例農地として認められない状況の報告をいただきました。その他の16筆につきましては、現在区画整理の</p>

	<p>工事が入っているので現状農地としての確認をすることができませんので、工事前の平成29年の現状確認をもって報告することになっていきます。よって〇〇は、次回の定例総会までに是正をしてもらい、その他16筆については、問題なしとの議決を取りたいと考えますが宜しいでしょうか。</p>
他委員	(異議なしの声)
議長	では採決に入ります。〇〇につきましては、次回の定例総会で議案として再度審議を行い、その他の16筆につきましては、問題なしとして越谷税務署に報告することについて賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員で議案第4号1番について、担当委員の報告どおり決定いたします。議案第4号1番の審議が終了しましたので、〇〇委員の入室を許可します。
〇〇委員	(〇〇委員入室)
議長	以上で議案審議を終了いたします。議事の進行にご協力いただきありがとうございました。
議長	引き続き、諸般の報告の前に、前回の定例総会の議案で後日説明となっているものについての説明です。事務局から説明をお願いします。
事務局	前回の議案第1号3番の農地法第5条資材置場の転用案件で、譲受人が塗装業を主とする資材置場だった関係で、塗料を落とす行為を置場で行うのか、又落とす行為がある場合、水路への放流で対処があるのかのご質問ですが、申請代理人に確認を取り、置場での塗装を落とす行為はないとの事でした。また、再度のご説明になりますが、転用の申請では塗装の洗い場はございません。
議長	ただいま説明いただきました、前回の定例総会での後日説明となっていた件について、質問等ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	意見なしと認めます

議長	次第6のその他に移ります。諸般の報告について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 立原会長	(諸般の報告の朗読) (補足説明)
議長	農地の権利移動の許可制度、農地法第3条について一部法令の改正がありその説明をします。事務局より説明をお願いします。
事務局	(農地法第3条の許可条件の変更について) (下限面積要件の撤廃、内容調査会での審査方法等)
議長	事務局からの説明がありましたが、ご質問等はございますか。
齊藤委員	今農業新聞の切り抜きを持っているのですが、この中で農地の法律相談のQ&Aとして、50アールの下限面積要件の撤廃等は農業委員会で決めることと掲載されていますが、先ほどの事務局からは、国が50アールの下限面積要件を撤廃した事と説明していますが、どちらが正しいのでしょうか。
事務局	来月4月1日からは、下限面積要件はすべてなくなります。今までの50アールあるいは各農業委員会で50アール以下の下限面積要件を定める規定もすべてなくなることになります。先ほど齊藤委員が発言したものについては、以前農地法第3条第2項第5号で定めている50アールの要件を、各農業委員会の判断で例えば40アールや30アール等で下限面積要件の総会等の議決で決めていた内容と思われます。今回の法改正は、下限面積要件自体がなくなるもので、今後各農業委員会で決める下限面積要件もなくなる事となります。
議長	他にご意見ございますか。
吉澤委員	農作業常時従事要件について、農業法人等で従業員として勤務している場合、日数の取り扱いはどうなりますか。
事務局	農業法人等で従業員として勤務している方がご自身で農地を購入する場合、勤務日数等を農作業常時従事要件の日数をして扱えるか確認していないので、確認の上回答します。
議長	他にご意見ございますか。

議長	ご意見が無いようなので、引き続き事務局から説明をお願いします。
事務局	3点ご連絡がございます。 1点目は、今月の議案書の送付の際一緒にお願いしました生産緑地の取得のあっせんであります。本日までが報告期限となっております。取得希望の方がおりましたら、ここで確認をしたので、挙手にてお願いします。希望が無い場合は「なし」の発言をお願いいたします。
他委員	(なしの声)
事務局	取得希望がないようなので、吉川市長には取得希望がなかったことを報告いたします。 2点目は、農業委員会親睦会会計報告です。 (親睦会会計報告について説明) 3点目は、2023年農業委員会活動記録セットです。来年度版が発行されましたので、利用の方宜しくをお願いします。
議長	最後になりますが、その他事務局、またはご出席の委員からご発言はありますか。
山口推進委員	県外視察研修について、まだ少し先になりますが、予定等がありましたらお伺いしたいのですが。
事務局	来年度の全体的な予定については、まだ決めていません。なお今後新型コロナウイルス感染症は、感染症法において2類相当から5類相当に変わります。いろいろ面で以前の農業委員会活動に戻していく中で、時期は決まっていますが、視察研修は検討していきたいと考えております。
議長	視察研修につきましては、受け入れ先や近隣市町の動向もありますので、それらを勘案いたしまして来年度になりましたら検討していく事にしたいと思います。
議長	他にご発言ございますか。
議長	ご発言がないようですので、これで議長の任を解かせてい

<p>森事務局長</p> <p>7 閉会 宇野会長職務代理</p> <p>森事務局長</p>	<p>ただきます。それでは、進行を事務局にお渡しいたします。</p> <p>立原会長、ありがとうございました。 また、委員の皆様、長時間にわたり、ご審議大変お疲れ様でした。 それではこれにて閉会いたしますが、閉会にあたりまして、宇野会長職務代理よりごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(あいさつ)</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。 以上をもちまして、令和5年第3回吉川市農業委員会定例総会を閉会します。 議案書、活動記録、農地パトロール報告書を回収に伺いますので、お手元のクリアファイルに入れて、机の上に置いてください。 ご協力お願いいたします。 閉会 14時57分</p>
<p>上記、会議の顛末に相違ない事を証明するため署名する。 令和 年 月 日</p>	<p>会 長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>